

# 委員会規程

## (目的)

第1条 本規程は、サードウェーブグループ各社（以下「会社」という。）における各種委員会の設置、構成、運営等に関する基本事項を定め、会社運営の健全をはかり、法令を遵守し企業価値の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において「委員会」とは、会社において設置される法令に基づく委員会及び会社が必要に応じ設置する委員会をいう。

## (委員会の任務)

第3条 委員会は、株式会社サードウェーブ取締役会（以下、「取締役会」という。）からの諮問があつた場合には、必要となる事項を審議し、その結果を当該委員会の意見として取締役会に答申する。

2. 委員会は、必要な事項に関し委員会の意見を取り締役会に具申することができる。
3. 答申及び具申は、書面をもって行なう。

## (委員会の種類)

第4条 委員会の種類は、次の通りとする。

- (1) 情報セキュリティ委員会
  - (2) 衛生委員会、安全衛生委員会
  - (3) 賞罰委員会
2. 委員会の新設及び廃止は、株式会社サードウェーブCOO（以下、「COO」という。）の決裁をもって行なう。

## (委員会の構成委員)

第5条 前条に定める各委員会は、委員長、副委員長、委員により構成する。

- ① 各委員会の委員長の任命はCOOが行う。
  - ② 委員長は、委員会の議長となり、会務を統括する。
2. 委員長は、副委員長、委員を指名し、COOが任命する。

## (委員会の運営)

第6条 委員会の構成委員は、委員会に与えられた役割を実現するために、担当業務との両立を図りつつ、課題を解決し、改善に取り組むとともに、委員会の更なる発展に努める。

2. 委員会は、年初の会議において当該年度の方針や計画を策定する。
3. 委員会は、毎月1回以上、前条に定める各委員を招集し会議を行い、議事録を作成し保管する。

## (委員の任期)

第7条 委員の任期は、就任日より1年以内とし、再任を妨げない。

(委員会の招集)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員長は、必要に応じて委員会の会議目的に係る関係者の出席を要請することができる。

(決議の方法)

第9条 委員会は、委員の過半数に当たる委員の出席により成立し、その議決は出席委員の過半数をもってこれにあたる。

(議事録の作成)

第10条 委員会の審議については、その経過の要領及び結果の概要を記録した議事録を作成し、保管する。

(委員の秘密保持義務)

第11条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を委員以外に漏らしてはならない。

(委員の担当業務との調整)

第12条 委員長は、各委員の委員会における業務とその担当業務との調整をその所属長との間で図らなければならない。

(規程の主管)

第13条 本規程は、株式会社サードウェーブ総務部門が主管する。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、総務部門長が起案し、取締役会の決議をもって行なう。

(付則)

1. 本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. 本規程は、2010年8月1日より施行する。

(改定)

2010年8月19日

2010年9月1日

2013年2月1日

2025年9月1日